

第 57 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
 熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 の 3 の表を次のように改める。

3 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使
 用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市	水俣市
電柱	1 本 1 年に つき	1, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円	9 5 0 円	9 2 0 円
電話柱	1 本 1 年に つき	6 4 0 円	6 0 0 円	5 5 0 円	5 4 0 円
支線柱	1 本 1 年に つき	6 4 円	6 0 円	5 5 円	5 4 円
共架電線その他上 空に設ける線類	1 メートル 1 年につき	6 円	6 円	6 円	5 円
地下に設ける電線 その他の線類	1 メートル 1 年につき	4 円	4 円	3 円	3 円
変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1 個 1 年に つき	1, 3 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円
郵便差出箱及び信 書便差出箱	1 個 1 年に つき	5 4 0 円	5 1 0 円	4 6 0 円	4 5 0 円
鉄塔	1 平方メー トル 1 年に つき	1, 3 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円
水道管 外径 0. 0 、下水 7 メートル 道管、未満のもの	1 メートル 1 年につき	2 7 円	2 5 円	2 3 円	2 3 円

ガス管 その他 これら に類す るもの	外径0.0	1メートル	38円	36円	33円	32円
	7メートル	1年につき				
	以上0.1					
	メートル未					
	満のもの					
	外径0.1	1メートル	58円	54円	50円	48円
	メートル以	1年につき				
	上0.15					
メートル未						
満のもの						
外径0.1	1メートル	77円	72円	66円	64円	
5メートル	1年につき					
以上0.2						
メートル未						
満のもの						
外径0.2	1メートル	120円	110円	99円	97円	
メートル以	1年につき					
上0.3メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.3	1メートル	150円	140円	130円	130円	
メートル以	1年につき					
上0.4メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.4	1メートル	270円	250円	230円	230円	
メートル以	1年につき					
上0.7メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.7	1メートル	380円	360円	330円	320円	
メートル以	1年につき					
上1メー						
トル未						
満のも						

	の					
	外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	770円	720円	660円	640円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのためつけられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル1日に	35円	24円	8円	5円	
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのためつけられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル1日に	32円	22円	8円	5円	
その他の物件	1平方メートル1月につき	320円	220円	83円	55円	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の3の表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市公園を占有する場合の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。